

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）          第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ 総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料として使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定し</p>	<p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）          第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法          （新設）</p> <p>イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二</p>

た量を合算して得られる量

ハ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気のキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ニ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱量（メガジュールで表した量をいう。）に、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ホ・ヘ（略）

分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ロにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気のキロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ハ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱量（メガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として〇・〇五七を乗じて得られる量

ニ 次に掲げる一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二

十四

ト イからへまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

二〇六（略）

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号イ、ハ及びニを除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(2) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 七百五十四

(3) 廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百一十一

ホ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量を用う。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十六

(2) 廃プラスチック類 六百九十七

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

二〇六（略）

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号ロを除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(地球温暖化係数)

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 (略)
- 二 メタン 二十八
- 三 一酸化二窒素 二百六十五
- 四 トリフルオロメタン 一万二千四百
- 五 ジフルオロメタン 六百七十七
- 六 フルオロメタン 百十六
- 七 一・一・一・二・二・二ペンタフルオロエタン 三千百七十
- 八 一・一・二・二・二テトラフルオロエタン 千二百二十
- 九 一・一・一・二・二テトラフルオロエタン 千三百
- 十 一・一・二・二トリフルオロエタン 三百二十八
- 十一 一・一・一・一トリフルオロエタン 四千八百
- 十二 一・一・二・二ジフルオロエタン 十六
- 十三 一・一・一・一ジフルオロエタン 百三十八
- 十四 フルオロエタン 四
- 十五 一・一・一・二・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン 三千三百五十
- 十六 一・一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン 八千六百
- 十七 一・一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン 千三百
- 十八 一・一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロパン 千二百
- 十九 一・一・一・二・二・三ペンタフルオロプロパン 七百十六
- 二十 一・一・一・一・三ペンタフルオロプロパン 八百五十八

(地球温暖化係数)

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十五
- 三 一酸化二窒素 二百九十八
- 四 トリフルオロメタン 一万四千八百
- 五 ジフルオロメタン 六百七十五
- 六 フルオロメタン 九十二
- 七 一・一・一・二・二・二ペンタフルオロエタン 三千五百
- 八 一・一・二・二・二テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二・二テトラフルオロエタン 千四百三十
- 十 一・一・二・二トリフルオロエタン 三百五十三
- 十一 一・一・一・一トリフルオロエタン 四千四百七十
- 十二 一・一・二・二ジフルオロエタン 五十三
- 十三 一・一・一・一ジフルオロエタン 百二十四
- 十四 フルオロエタン 十二
- 十五 一・一・一・二・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン 三千二百二十
- 十六 一・一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン 九千八百
- 十七 一・一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン 千三百
- 十八 一・一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロパン 千三百
- 十九 一・一・一・二・二・三ペンタフルオロプロパン 六百九十三
- 二十 一・一・一・一・三ペンタフルオロプロパン 千三十

二十一	一・一・一・三・三	ペンタフルオロブタン	八百四
二十二	一・一・一・二・三・四・四・五・五・五	デカフルオロ ペンタン	千六百五十
二十三		パーフルオロメタン	六千六百三十
二十四		パーフルオロエタン	一万千
二十五		パーフルオロプロパン	八千九百
二十六		パーフルオロシクロプロパン	九千二百
二十七		パーフルオロブタン	九千二百
二十八		パーフルオロシクロブタン	九千五百四十
二十九		パーフルオロペンタン	八千五百五十
三十		パーフルオロヘキサン	七千九百十
三十一		パーフルオロデカリン	七千九百十
三十二		六ふつ化硫黄	二万三千五百
三十三		三ふつ化窒素	一万六千

(特定排出者)

第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

一〜十 (略)

二十一	一・一・一・三・三	ペンタフルオロブタン	七百九十四
二十二	一・一・一・二・三・四・四・五・五・五	デカフルオロ ペンタン	千六百四十
二十三		パーフルオロメタン	七千三百九十
二十四		パーフルオロエタン	一万二千二百
二十五		パーフルオロプロパン	八千八百三十
二十六		パーフルオロシクロプロパン	一万七千三百四十
二十七		パーフルオロブタン	八千八百六十
二十八		パーフルオロシクロブタン	一万三百
二十九		パーフルオロペンタン	九千六百六十
三十		パーフルオロヘキサン	九千三百
三十一		パーフルオロデカリン	七千五百
三十二		六ふつ化硫黄	二万二千八百
三十三		三ふつ化窒素	一万七千二百

(特定排出者)

第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう

- 。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの
- 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）第百五条第二項に規定する特定貨物輸送事業者
- 三 省エネルギー法第百十三条第二項に規定する特定荷主
- 四 省エネルギー法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第百三条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの
- 五 省エネルギー法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの
- 六 省エネルギー法第百二十九条第二項に規定する特定旅客輸送事業者
- 七 省エネルギー法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの
- 八 省エネルギー法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの
- 九 省エネルギー法第百四十三条第三項に規定する特定航空輸送事

業者

十 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十四 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十三・十四 （略）

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第六条 法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一・二 (略)

三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第六条 法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。)の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五・六 (略)

七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)  
第七条 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げ

四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)  
第七条 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げ

る温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

- (1) 算定排出量算定期間(法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。)において事業活動に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートル当たり表した量をいう。)に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
- (2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(3) (略)

(4) (略)

る温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(新設)

- (1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間(法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。)において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量
- (2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算

ロ 第五条第二号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートルで表した量をいう。)に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) (略)

(3) (略)

ハ 第五条第九号に掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

ロ 定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

第五条第二号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(新設)

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気のキロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 第五条第九号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める

<p>(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートルで表した量をいう。)に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位のギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>二〇八 (略)</p> <p>2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ(1)、(3)及び(4)、ロ(1)及び(3)並びにハ(1)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第一(第三条関係)</p>
--	--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------

<p>燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位のギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法</p>	<p>二〇八 (略)</p> <p>2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ(2)及びロ(2)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第一(第三条関係)</p>
---	--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

別表第七 (第五条―第七条関係)

一	石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試験、性状に関する試験若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産
イ	次に掲げる量を合算して得られる量 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量(トンで表した量をいう。)に、当該石炭の採掘の区分に心じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量
ロ	(略)
ハ	(略)

一〇
都市ガス
立方メートル
四十四・八
〇・〇一三六

別表第七 (第五条―第七条関係)

一	原油又は天然ガスの試験、性状に関する試験又は生産
イ	次に掲げる量を合算して得られる量 (新設) 算定排出量算定期間において試験された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
ロ	算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) (略)

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(温度が二十五度で圧力が一バールの状態(以下「標準環境状態」という。))に換算した立方メートルで表した量をいう。)、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) (略)

ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油とともに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量(キロリットルで表した量をいう。))に、当該原油の区分に応じ当

産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。))に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(温度が零度で圧力が一気圧の状態(以下「標準状態」という。))に換算した立方メートルで表した量をいう。))に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(新設)

	<p>二 セメントクリ ンカー、生石 灰若しくはソ ーダ石灰ガラ スの製造又は 炭酸塩の使用</p>
<p>該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>へ 算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気量(トンで表した量をいう。)に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ (略)</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	<p>二 セメントクリ ンカー、生石 灰、ソーダ石 灰ガラス若し くは鉄鋼の製 造又はソーダ 灰の製造若し くは使用</p>
<p>(新設)</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量(トンで表した量をいう。)に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

(三)の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量(トンで表した量をいう。)を除く。)

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)  
( )に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩(炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下(2)及びニ(2)において同じ。)  
( )ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量(トンで表した量をいう。)  
( )に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 炭酸塩を含有する鉱物で環境省令・経

ハ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量(トンで表した量をいう。)  
( )に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰

<p>三 アンモニア、 炭化けい素、 炭化カルシウ</p>	
<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ〜ハ（略）</p>	<p>（2） 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、算定排出量算定期間において使用された当該炭酸塩（ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>（3） 環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

<p>三 アンモニア、 炭化けい素、 炭化カルシウ</p>	
<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間においてアンモ</p>	<p>（2） 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p>

ム、二酸化チ  
タン、ソーダ  
灰若しくはエ  
チレン等の製  
造又はカーバ  
イド法アセチ  
レンの使用

二 環境省令・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法ごとに、算定排出量算定期間において当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として

ム若しくはエ  
チレンの製造  
又はカーバイ  
ド法アセチレ  
ンの使用

ニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 算定排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コークスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 算定排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（ト）で表した量をいう。）

ヘ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) エチレン

(2) クロロエチレン

(3) 酸化エチレン

(4) アクリロニトリル

(5) カーボンブラック

(6) 無水フタル酸

(7) 無水マレイン酸

(8) 水素（アンモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）

ト (略)

(新設)

(新設)

ホ 算定排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（ト）で表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴

	<p style="text-align: center;">四</p> <p>炭素電極の電気炉における使用、鉄鋼の製造における鉍物の使用又は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼</p>
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉍物ごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉍物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉍物の区分に応じ当該鉍物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉍物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定めるガスごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで</p>	<p>イ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉍物ごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉍物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉍物の区分に応じ当該鉍物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉍物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定めるガスごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで</p>
<p style="text-align: center;">四</p> <p>電気炉を使用した粗鋼の製造</p>	<p>算定排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量（トンで表した量をいう。）に、当該粗鋼の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

六  ドライアイスの製造若しくは		五  潤滑油等の使用又は溶剤の焼却	イ  次に掲げる量を合算して得られる量 算定排出量算定期間においてドライアイ	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ  次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ  算定排出量算定期間において焼却された溶剤（揮発性有機化合物（メタンを除く。）を含むものに限る。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(1)  潤滑油 (2)  グリース (3)  パラフィンろう</p>	<p>表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算して得られる量</p>
---------------------	--	----------------------	--	--	---

五  ドライアイス又は噴霧器の		(新設)	イ  次に掲げる量を合算して得られる量 算定排出量算定期間においてドライアイ		(新設)
--------------------	--	------	--	--	------

七	耕地における肥料の使用	<p>は使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは使用</p> <p>次の掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られ</p>	<p>は使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは使用</p> <p>イ アイリスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>ハ 算定排出量算定期間においてボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ニ 算定排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p>
(新設)	(新設)	<p>使用</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p>	<p>使用</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p>

<p>八  廃棄物の焼却</p>	<p>ロ  環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ  算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素有の量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素有の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>六  廃棄物の焼却 又は製品の製造の用途への使用</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃</p>

別表第八（第五条―第七条関係）

		<p>一 燃料の使用、 コークスの製造又は電気炉における電気の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごと とに環境省令・経済産業省令で定める燃料 ごとに、算定排出量算定期間においてその 本来の用途に従って当該施設等において使用 された当該燃料の量（当該燃料の区分に 応じ、環境省令・経済産業省令で定める単 位で表した量をいう。）に、当該区分に応 じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュ ールで表した発熱量として環境省令・経済 産業省令で定める係数を乗じて得られる量 に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュ ール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで 表したメタンの量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量を 算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算 して得られる量を算定し、当該施設等ごと に算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において製造された コークスの量（トンで表した量をいう。）</p>
--	--	---	---

別表第八（第五条―第七条関係）

	<p>廃物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>一 燃料（廃棄物 燃料を除く。 ）の使用又は 電気炉におけ る電気の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器 具（以下イにおいて「施設等」という。） で環境省令・経済産業省令で定めるものごと とに廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃 料をいう。以下同じ。）以外の燃料で環境 省令・経済産業省令で定めるものごとに、 算定排出量算定期間においてその本来の用 途に従って当該施設等において使用された 当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環 境省令・経済産業省令で定める単位で表し た量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃 料の一当該単位当たりのギガジュールで表 した発熱量として環境省令・経済産業省令 で定める係数を乗じて得られる量に、当該 区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当た りの発熱量に伴い排出されるトンで表したメ タンの量として環境省令・経済産業省令で 定める係数を乗じて得られる量を算定し、 当該燃料ごとに算定した量を合算して得ら れる量を算定し、当該施設等ごとに算定し た量を合算して得られる量 （新設）</p>
--	-----------------------------	---	--

	<p>二 石炭の生産、 木炭の製造、 原油若しくは 天然ガスの試 掘、性状に関 する試験若し くは生産、原 油の輸送若し くは精製、天 然ガスの輸送 、都市ガスの 製造若しくは 供給又は地熱 発電施設にお ける蒸気を生 産</p>
<p>ハ （略） に、当該コークスの一トン当たりの製造に 伴い排出されるトンで表したメタンの量と して環境省令・経済産業省令で定める係数 を乗じて得られる量</p>	<p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量 （略） ロ 算定排出量算定期間において製造された 木炭の量（トンで表した量をいう。）に、 当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出 されるトンで表したメタンの量として環境 省令・経済産業省令で定める係数を乗じて</p>

	<p>二 石炭の生産、 原油若しくは 天然ガスの試 掘、性状に関 する試験若し くは生産、原 油の精製又は 都市ガスの製 造</p>
<p>ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環 境省令・経済産業省令で定めるものに限る 。）において使用された電気の量（キロワ ット時で表した量をいう。）に、当該電気 の一キロワット時当たりの使用に伴い排出 されるトンで表したメタンの量として環境 省令・経済産業省令で定める係数を乗じて 得られる量</p>	<p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量 環境省令・経済産業省令で定める石炭の 採掘ごとに、算定排出量算定期間において 当該石炭の採掘により生産された石炭の量 （トンで表した量をいう。）に、当該石炭 の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの 生産に伴い排出されるトンで表したメタン の量として環境省令・経済産業省令で定め る係数を乗じて得られる量を算定し、当該 石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得 られる量 （新設）</p>

ハ| 得られる量  
(略)

ニ| (略)

ホ| 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) (略)

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ| 算定排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ| 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ニ| 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) (略)

(削る)

へ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで

(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

へ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

表した量をいう。)に、当該原油の区分に  
応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメ  
タンの量として環境省令・経済産業省令  
で定める係数を乗じて得られる量を算定  
し、当該原油ごとに算定した量を合算し  
て得られる量

ト 算定排出量算定期間において輸送された  
天然ガスの量(標準環境状態に換算した立  
方メートルで表した量をいう。)に、当該  
天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に  
伴い排出されるトンで表したメタンの量と  
して環境省令・経済産業省令で定める係数  
を乗じて得られる量

チ 次に掲げる量を合算して得られる量

- (1) 環境省令・経済産業省令で定める原料  
ごとに、算定排出量算定期間において都  
市ガスの原料として使用された当該原料  
の量(当該原料の区分に応じ、環境省令  
・経済産業省令で定める単位で表した量  
をいう。)に、当該原料の区分に応じ当  
該原料の一当該単位当たりの使用に伴い  
排出されるトンで表したメタンの量とし  
て環境省令・経済産業省令で定める係数  
を乗じて得られる量を算定し、当該原料  
ごとに算定した量を合算して得られる量
- (2) 算定排出量算定期間において供給され  
た都市ガスの量(標準環境状態に換算し  
た千立方メートルで表した量をいう。)

(新設)

(新設)

四 (略)	三 エチレン等の 製造	
(略)	<p>次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量(トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>イ エチレン</p> <p>ロ 酸化エチレン</p> <p>ハ カーボンブラック</p> <p>ニ スチレン</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>リ 算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気(トンで表した量をいう。)に、当該蒸気の1トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

四 家畜の飼養(家畜の排せつ物の管理を除く)	三 カーボンブラック等の製造	
環境省令・経済産業省令で定める家畜ごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に	<p>次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量(トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>イ カーボンブラック</p> <p>ロ コークス</p> <p>ハ エチレン</p> <p>ニ 一・二―ジクロロエタン</p> <p>ホ スチレン</p> <p>ヘ メタノール</p>	(新設)

	五 家畜の排せつ物の管理
	イ 次に掲げる量を合算して得られる量 (略)
	ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量と

	五 家畜の排せつ物の管理
く。 )	イ 次に掲げる量を合算して得られる量 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省

七 (略)	六 (略)	
(略)	(略)	<p>して環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間において放牧された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

七 植物性の物の 焼却	六 稲作	
<p>環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量という。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める水田ごとに、算定排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された当該水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の区分に応じ当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

一〇	九 堆肥の生産	八 (略)	
廃棄物の焼却		(略)	
次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量		

(新設)	(新設)	八 廃棄物の埋立 処分	
(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量	出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

二	
(略)	
(略)	<p>算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
九	
工場廃水、下水、し尿等の処理	
次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる生物学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量(キログラムで表した量をいう。)に、生物学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が一キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令	



	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	
	一〇	
	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	
	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごと、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物（ハの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる

別表第九（第五条―第七条関係）

		<p>一 燃料の使用</p> <p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに算定排出量算定期間において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>二 木炭の製造又は原油若しくは天然ガスの性状に関する</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出</p>
--	--	---	---

別表第九（第五条―第七条関係）

量		<p>一 燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用</p> <p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>二 原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量（新設）</p>
---	--	--	--

三 アジピン酸、 硝酸又はカブ	試験若しくは 生産
次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間 において製造された当該製品の量（トンで表	<p>されるトンで表した一酸化二窒素の量とし て環境省令・経済産業省令で定める係数を 乗じて得られる量</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定排出量算定期間において生産され た天然ガスの量（標準環境状態に換算し た立方メートルで表した量をいう。）に 、当該天然ガスの一立方メートル当たり の生産に伴い排出されるトンで表した一 酸化二窒素の量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

三 アジピン酸又 は硝酸の製造	
次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間 において製造された当該製品の量（トンで表	<p>イ 算定排出量算定期間においてその性状に 関する試験が行われた原油又は天然ガスの 坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性 状に関する試験に伴い排出されるトンで表 した一酸化二窒素の量として環境省令・経 済産業省令で定める係数を乗じて得られる 量</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) 算定排出量算定期間において生産され た原油（環境省令・経済産業省令で定め るものに限る。以下(1)において同じ。） の量（キロリットルで表した量をいう。） に、当該原油の一キロリットル当たり の生産に伴い排出されるトンで表した一 酸化二窒素の量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(2) 算定排出量算定期間において生産され た天然ガスの量（標準状態に換算した立 方メートルで表した量をいう。）に、当 該天然ガスの一立方メートル当たりの生 産に伴い排出されるトンで表した一酸化 二窒素の量として環境省令・経済産業省 令で定める係数を乗じて得られる量</p>

<p>六 家畜の排せつ物の管理</p>	<p>五 半導体素子等の製造</p>	<p>四 (略)</p>	<p>ロラクタムの製造</p>
<p>イ (略)</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p>	<p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量(トン)で表した量をいう。)に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたものの量(トン)で表した量をいう。)を控除して得られる量</p>	<p>(略)</p>	<p>ハ カプロラクタム</p> <p>した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ・ロ (略)</p>

<p>五 家畜の排せつ物の管理</p>	<p>(新設) 設 (新設)</p>	<p>四 麻酔剤の使用</p>	
<p>イ (略)</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イにおいて同</p>	<p>(新設)</p>	<p>算定排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量(トン)で表した量をいう。)</p>	<p>した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ アジピン酸 ロ 硝酸 (新設)</p>

イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間において放牧された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、排出

じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素の一人当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得

	七  耕地又は林地 における肥料 の使用
<p>されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ・ロ (略)</p> <p>ハ  算定排出量算定期間における林地におい</p>
	六  耕地における 肥料の使用
<p>られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。） （）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量 （新設）</p>

一〇	廃棄物の焼却	九	堆肥の生産	八	(略)		
イ	次に掲げる量を合算して得られる量 一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)	に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量	(略)	(略)	て使用された肥料に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	七	植物性の物の焼却		
(新設)		(新設)		環境省令・経済産業省令で定める植物性の物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(トンで表した量をいう。)	に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量		

二	
(略)	
(略)	<p>産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物(イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設において焼却されるものを除く。)ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
八	
工場廃水、下水、し尿等の処理	
次に掲げる量を合算して得られる量	<p>イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該工場廃水に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省</p>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出さ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

	(削る)	
	(削る)	
	(削る)	

	九	
	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	
	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ロの環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物を</p>	<p>れるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設及び口の環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し

別表第十（第五条―第七条関係）

二	一 (略)	
マグネシウム合金の鑄造	(略)	
算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鑄造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）	(略)	

別表第十（第五条―第七条関係）

(新設)	一 クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	
(新設)	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該クロロジフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ロ 算定排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量	
(新設)		、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

三 半 導 体 素 子 等 の 製 造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該ハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう）</p>
（新設）	
（新設）	
（新設）	

	<p>四  冷凍空気調和 機器、プラス チック若しく は噴霧器の製 造等又は溶剤 等としてのハ イドロフルオ ロカーボンの 使用</p>	<p>。を控除して得られる量を算定し、当該 パーフルオロカーボンごとに算定した量を 合算して得られる量</p>
<p>二 </p>	<p>冷凍空気調和 機器、プラス チック、噴霧 器、半導体系 子等の製造等</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 次に掲げる量を合算して得られる量 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算 定期間において当該製品の製造に伴い使 用されたハイドロフルオロカーボンの量 (トンで表した量をいう。)に、当該製 品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカ ーボンの一トン当たりの使用に伴い排出 されるトンで表した当該ハイドロフルオ ロカーボンの量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量 を算定し、当該製品ごとに算定した量を 合算して得られる量</p> <p>(2) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算 定期間において製造された当該製品の台 数に、当該製品の区分に応じ当該製品の 一台当たりの製造に伴い排出されるトン で表したハイドロフルオロカーボンの量 として環境省令・経済産業省令で定める</p>
	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 次に掲げる量を合算して得られる量 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算 定期間において当該製品の製造に伴い使 用されたハイドロフルオロカーボンの量 (トンで表した量をいう。)に、当該製 品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカ ーボンの一トン当たりの使用に伴い排出 されるトンで表した当該ハイドロフルオ ロカーボンの量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量 を算定し、当該製品ごとに算定した量を 合算して得られる量 〔削る〕 i) 家庭用エアコンディショナー ii) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は 冷凍の機能を有する自動販売機（以下 単に「自動販売機」という。）を除く 。以下同じ。）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 次に掲げる量を合算して得られる量 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算 定期間において当該製品の製造に伴い使 用されたハイドロフルオロカーボンの量 (トンで表した量をいう。)に、当該製 品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカ ーボンの一トン当たりの使用に伴い排出 されるトンで表した当該ハイドロフルオ ロカーボンの量として環境省令・経済産 業省令で定める係数を乗じて得られる量 を算定し、当該製品ごとに算定した量を 合算して得られる量 〔削る〕 i) 家庭用電気冷蔵庫 ii) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は 冷凍の機能を有する自動販売機（以下 単に「自動販売機」という。）を除く 。以下同じ。）</p> <p>(2) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算 定期間において製造された当該製品の台 数に、当該製品の区分に応じ当該製品の 一台当たりの製造に伴い排出されるトン で表したハイドロフルオロカーボンの量 として環境省令・経済産業省令で定める</p>

ロ  
ニ

(略)

係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(i) 自動販売機

(ii) 自動車用エアコンディショナー

ロ 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令

---

---

---

ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (4) (略)

---

---

---

---

---

---

・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一当当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 家庭用電気冷蔵庫

(2) 家庭用エアコンデিশヨナー

(3) 業務用冷凍空気調和機器

---

---

---

へ (5) 自動車用エアコンデিশヨナー  
(略)

ト 算定排出量算定期間において噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(4) 自動販売機

(新設)

へ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)

(2) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

ト 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品

	(削る)
	(削る)
<p>リ 溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>チ (削る) (略)</p>

三	
<p>溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用</p>	
<p>リ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p>	<p>チ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)</p> <p>(1) 噴霧器 (2) 消火剤</p> <p>ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	

備考 (略)
-----------

別表第十一（第五条―第七条関係）

二 半 導 体 素 子 等 の 製 造	一 (略)	(削 る) (削 る)
イ・ロ (略)	(略)	(削 る)

備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンをいう。
--

別表第十一（第五条―第七条関係）

三 半 導 体 素 子 等 の 製 造	二 パ ー フ ル オ ロ カ ー ボ ン の 製 造	一 ア ル ミ ニ ウ ム の 製 造
イ 環境省令・経済産業省令で定めるパールオロカーボンごとに、算定排出量算定期間に掲げる量を合算して得られる量	環境省令・経済産業省令で定めるパールオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パールオロカーボンの一トンの製造に伴い排出されるトンで表した当該パールオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パールオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量	環境省令・経済産業省令で定めるアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パールオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの一トンの製造に伴い排出されるトンで表した当該パールオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パールオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量



ハ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの

（新設）  
（ ）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

（新設）

一トン当たりの使用に伴い排出されるトン  
で表したパーフルオロメタンの量として環  
境省令・経済産業省令で定める係数を乗じ  
て得られる量から、当該パーフルオロメタ  
ンのうち適正に処理されたものの量（トン  
で表した量をいう。）を控除して得られる  
量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボ  
ンごとに算定した量を合算して得られる量  
ホ）環境省令・経済産業省令で定めるハイド  
ロフルオロカーボンごとに、算定排出量算  
定期間において半導体素子、半導体集積回  
路若しくは液晶デバイスの加工の工程にお  
けるドライエッチング又はこれらの製造装  
置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオ  
ロカーボンの量（トンで表した量をいう。  
）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区  
分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの  
一トン当たりの使用に伴い排出されるトン  
で表したパーフルオロエタンの量として環  
境省令・経済産業省令で定める係数を乗じ  
て得られる量から、当該パーフルオロエタ  
ンのうち適正に処理されたものの量（トン  
で表した量をいう。）を控除して得られる  
量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボ  
ンごとに算定した量を合算して得られる量  
へ）算定排出量算定期間において半導体素子  
、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの  
加工の工程におけるドライエッチング又は  
これらの製造装置の洗浄に使用された三ふ

（新設）

（新設）

三	
(略)	
(略)	<p>つ化窒素の量(トンで表した量をいう。)  に、当該三つ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)  )を控除して得られる量</p> <p>ト  環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)  )に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)  )を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p>

四	
溶剤等としてのパーフルオロカーボンの使用	
溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。) から、当該使用されたパーフルオロカーボン	(新設)

一  (略)	(削 (削る) る)	別表第十二(第五条―第七条関係)	備考 (略)	四	鉄道事業又は 軌道事業の用 に供された整 流器の廃棄	
	(削る)			算定排出量算定期間において廃棄された鉄道 事業又は軌道事業の用に供されていた整流器 に封入されていたパーフルオロカーボンの量 (トンで表した量をいう。)から、当該封入 されていたパーフルオロカーボンのうち回収 され、及び適正に処理されたものの量(トン で表した量をいう。)を控除して得られる量		

二  六ふつ化硫黄 の製造	一  マグネシウム 合金の製造	別表第十二(第五条―第七条関係)	備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第二条各 号に掲げるパーフルオロカーボンをいう。	(新 設) (新設)		
	算定排出量算定期間において製造された六ふ つ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に 、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの製造に 伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の 量として環境省令・経済産業省令で定める係 数を乗じて得られる量			(新設)	のうち回収され、及び適正に処理されたもの の量(トンで表した量をいう。)を控除して 得られる量を算定し、当該用途ごとに算定し た量を合算して得られる量	

二 マグネシウム 合金の鑄造	三 半導体素子等 の製造	四 電気機械器具 の製造等又は 粒子加速器の 使用
算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鑄造に伴い使用された六ふつ化硫黄の量 (トンで表した量をいう。)	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量	次に掲げる量を合算して得られる量 イ〜ニ (略)

(新設) (新設)	(新設) (新設)	三 電気機械器具 、半導体素子 等の製造等
(新設)	(新設)	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。) に、当該電気機械器具に封入されている

ホ 環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に

一 トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ハ 算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ニ 算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ホ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該

当該粒子加速器の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十三（第五条―第七条関係）

一 (略)	(略)
二 (略)	算定排出量算定期間において半導体素子、半体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

使用された六ふっ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

別表第十三（第五条―第七条関係）

一 三ふっ化窒素の製造	算定排出量算定期間において製造された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二 半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量